

神戸市単価契約工事代表工種選定方式競争入札要領

令和元年7月22日 行財政局長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めがあるもののほか、本市が契約を行う単価契約工事について、代表工種選定方式により落札者を決定する競争入札を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「単価契約工事」とは、ある一定期間内に継続的に必要な同種の工事内容において、その単価を主目的に契約し、総価額は、契約全体の実績によって確定する工事をいう。

2 この要領において「代表工種」とは、一の単価契約工事の契約対象となる工種のうち、当該単価契約工事の入札を実施するために選定した一工種をいう。また、「その他工種」とは、「代表工種」以外の工種をいう。

3 この要領において「代表工種選定方式」とは、予め選定した代表工種の単価について入札を行い、落札候補者を決定する方式をいう。

4 この要領において「単価率」とは、契約対象となる工種の設計単価を代表工種の設計単価で除したものをいう。代表工種の単価率を1.0000とし、その他工種の単価率は、代表工種の設計単価との割合に応じて少数第4位まで表示（少数第5位を四捨五入）する。

(対象工事)

第3条 単価契約工事のうち、工事内容及びその他の条件から、代表工種選定方式を採用することが妥当と認められる工事とする。

(落札候補者の決定)

第4条 落札候補者は、開札後、入札した代表工種の単価が代表工種の予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内にあり、かつ最低制限価格の110分の100に相当する価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。

2 代表工種の入札単価において、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(契約単価の決定)

第5条 契約の対象とする単価（以下「契約単価」という。）は、代表工種にあつては落札者の入札金額とし、その他工種にあつては、代表工種の契約単価にそれぞれの単価率を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。ただし、その他工種の単価が本市設計単価を上回る場合は、本市設計単価を契約単価とする。

(施行細目の委任)

第6条 この要領の施行に関し必要な事項は、行財政局契約監理課長が定める。

附 則
(施行期日)

1 本要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本要領は、令和7年4月1日から施行する。